

報 告 第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年2月20日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

⑤

処 分 書

専 決 第 3 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成29年1月30日

新居浜市長 石川 勝行

1 損害賠償の額 4万9,296円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成28年12月8日午後2時5分頃、新須賀町四丁目3番37号地先路上において、道路側溝の蓋のがたつきを確認する作業のため、公用車を東方に後進させた際、左側のドアミラーが相手方家屋の雨どいに接触し、破損させた。